

第6課 権力分立—裁判所

司法とは、具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用をいうが、この司法の担い手が、最高裁判所をはじめとする全国の裁判所である。

日本国憲法は、アメリカ型の裁判所制度を採用しており、憲法に規定する場合、すなわち、国会の各議院が行う議員の資格争訟の裁判と弾劾裁判所による裁判官の弾劾裁判の2つを除いて、一切の法律上の争訟について裁判する権限を通常裁判所に与えている。従って、最高裁判所を頂点とする通常裁判所の系列に属しない特別な裁判所（たとえば、行政裁判所など）を設置することは憲法違反となり、認められない。

日本の裁判所には、**最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所**があり、最高裁判所以外の裁判所をまとめて「**下級裁判所**」と呼ぶ。

日本の裁判は、特殊なものを除けば、原則として**3審制**であり、地方裁判所の裁判に対する不服は高等裁判所で、高等裁判所の裁判に対する不服は最高裁判所で審理される。

司法権を立法権や行政権から独立させておくことは、国民の権利の確保にとって極めて重要なことと考えられており、その司法権の独立を守るため、裁判官には高度の独立性と身分保障が与えられている。すなわち、「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い」、「憲法及び法律にのみ拘束される」（憲法76条3項）。つまり、一人一人の裁判官は、法を適用して裁判をするに当たり、完全に独立しており、立法機関や行政機関の指揮命令を受けないことはもちろん、他の裁判所や裁判官の指揮命令も受けないのである。

そして、このことを可能にするため、ごく限られた例外的な場合を除いて、裁判官は自分の意思に反してやめさせられたり、転勤させられたり、給料を減額されたりすることはないことになっている。

裁判官の独立の確保なくしては、司法権の独立はありえない。日本国憲法の確保しようとする司法権の独立は、すなわち裁判官の独立と、その保障であることに注意する必要がある。

1 重要語句

a 最高裁判所

全国の裁判所の頂点にある裁判所で、東京都にある。裁判官の人数は15人で、通常の事件は5人ずつで構成される3つの小法廷で審理されるが、憲法違反の判断や判例を変更するなどの場合には全員で構成する大法廷で審理が行われる。最高裁判所は原則として法律問題を扱う裁判所で、事実問題は取り扱わない。

b 高等裁判所

全国8カ所（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、高松、広島、福岡）にあり、主として第2審の裁判を扱うが、最終審となったり、まれに第1審裁判所になったりすることもある。原則として3人の裁判官の合議体で審理するが、特殊な場合に5人の合議体で審理することがある。

c 地方裁判所

全国の各都道府県に一つずつ（ただし、北海道には4つ）あり、通常の民事（行政事件は民事に分類される）・刑事事件の第1審裁判所である。原則として単独制といって、一人の裁判官で審理を行うが、重大な事件や複雑な事件は3人の裁判官の合議体で審理する。

d 家庭裁判所

地方裁判所と同じ場所にあり、主として家族に関する事件と少年の刑事事件などを取り扱う。任務の性格から、非公開の手続きが多い。

e 簡易裁判所

全国に438カ所ある裁判所で、少額の民事事件や、刑のそれほど重くない刑事事件を取り扱う。

f 3審制

最初の裁判に対して2回不服申立の機会がある制度。日本は原則として本文にあるような審級制度をとっているが、例外もある。第1回目の不服申立を「控訴」といい、第2回目の不服申立を「上告」という。